

令和2年度から 農地の貸借制度が変わります

農地銀行(貸借)は農地中間管理事業へ移行します

期間満了の契約から順次、切替

移行に伴う制度の仕組みの変更について

< 農地銀行(貸借)の仕組み >



農地の出し手

農地の貸付

農地の受け手



制度を統合し、更なる農地の集約化を目指します

< 農地中間管理事業の仕組み >



農地の出し手

農地の借受

農地中間管理機構
(公益財団法人 愛知県農業振興基金)

貸付け希望農地のリスト化

マッチング

受け手リストの作成・公表

農地の貸付



農地の受け手

※農地の受け手については、中間管理機構に白紙委任されます。
ただし、利用権の再設定の場合は、原則従前の受け手となります。

制度の移行について

豊橋市産業部農業企画課 Tel.0532-51-2470

豊橋市農業委員会事務局 Tel.0532-51-2950

お問い合わせ先

農地中間管理事業のお申し込みについて お近くの JA 豊橋の事業所まで

営農部農産課 Tel.0532-25-4372

第1事業所 Tel.0532-21-3143 第4事業所 Tel.0532-25-3731

第2事業所 Tel.0532-21-2835 第5事業所 Tel.0532-32-9959

第3事業所 Tel.0532-23-3671 第6事業所 Tel.0532-88-4455



なぜ移行するの？

令和元年5月の法改正により円滑化事業が中間管理事業へ統合されることとなったことを契機に、農地銀行(貸借)も中間管理事業と統合することで、貸借制度を集約化し、よりわかりやすくするとともに、中間管理事業に貸出希望農地を集めることで農地の集約化を進めることを目指しています。



いつまでに手続きしたらいいの？

現在契約中の農地銀行(貸借)は、令和2年度以降も契約期間満了まで継続できます。
令和2年7月24日に農地銀行(貸借)の期間が満了する契約から順次、制度の切り替えとなります。
下記の申込期限までにお近くの JA 豊橋の事業所または、支店にて申込手続きをしてください。

申込期限

- 令和2年7月24日に満了する契約については、令和2年2月10日まで
- 令和2年12月24日に満了する契約については、令和2年7月10日まで



中間管理事業を活用するメリットはあるの？

○出し手のメリット

- 1 機構は、公的な機関なので、安心して農地を貸し付けることができます。
- 2 機構を通して賃借料を受け取ることができます。
- 3 契約期間終了後は、確実に農地が戻ります。
- 4 要件を満たせば、機構集積協力金が交付されます。
- 5 要件を満たせば、税制面での優遇措置が適用されます。



○受け手のメリット

- 1 農地の規模拡大や農地の集約化により、農作業の効率化とコストダウンが可能です。
- 2 賃借料の支払いが一度にでき、借入期間中は安心して耕作できます。

○共通のメリット

出し手・受け手と事前調整して、同一内容で申し込んだ場合、農地審査会への出席は不要となります。

賃借料の支払いについて

農地中間管理事業では、賃借料の支払いは中間管理機構を通して行うため、口座登録が必要です。
※賃借料が0円の場合や物納の場合は、口座登録の必要はありません。

農地銀行(売買)制度は、令和2年度以降も継続して申込受付をします。